

平成 27 年 5 月 13 日

各 位

株式会社 関西アーバン銀行

「滋賀健康創生金融サポート推進事業」の取扱い開始について

株式会社関西アーバン銀行（頭取：橋本 和正）は、「滋賀健康創生金融サポート推進事業」の取扱いを開始いたしましたので、お知らせいたします。

「滋賀健康創生金融サポート推進事業」は、滋賀県内で疾病予防や健康づくりに寄与する事業に取り組む中小企業の皆さまが、滋賀県信用保証協会の「流動資産担保融資（A B L）保証」を利用し、成長のための資金を新たに調達する場合、滋賀県が保証料の一部を負担する事業です。

当行は、本事業を通じて、中小企業の皆さまの事業展開を金融面からサポートしてまいります。

<滋賀健康創生金融サポート推進事業>の概要

1. 対象要件

- (1) 滋賀県信用保証協会の信用保証制度が利用できる法人または個人であること。
- (2) 滋賀県信用保証協会の流動資産担保融資（A B L）保証を新たに利用する事業者のうち、以下の事業を実施する（またはしようとする）事業者。
 - ① 疾病予防や健康づくりに寄与する機器等の開発や事業化
 - ② 疾病予防や健康づくりに寄与する健康支援サービス等の提供

2. ご利用について

ご利用にあたっては滋賀県への事前相談制度が設けられておりますので、当行を通じてご相談ください。また、保証料率は軽減後の 0.34% が適用されるため、補助金申請等の手続きは必要ありません。なお、滋賀県からの保証料補助は 1 年に限定されておりますので、更新による延長時の手続きは継続新規となり、更新後の保証料率は 0.68% となります。

※流動資産担保融資（A B L）保証とは

売掛債権や棚卸資産などの流動資産を活用して、融資を受ける際に利用することのできる保証です。

以 上

